

## 北村内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革） 記者会見要旨

日時：令和元年9月30日（月） 18:28 ～ 18:33

場所：首相官邸ロビー

### （冒頭発言）

本日の諮問会議では、資料にありますように、1つ目は区域計画の認定、2つ目は新たに実現した規制改革事項、そして3つ目に国家戦略特別区域法案についての3つの議題がございました。

区域計画の認定については、5つの区域、13の事業を新たにご了承いただきました。

新たに実現した規制改革事項は、1つ目に今回の事業認定で全国初活用になる地下水採取の特例、2つ目に都市部における遠隔服薬指導の解禁、3つ目に新薬の共同開発の迅速化のための規制緩和です。これらの3つが国家戦略特区制度の成果として実現したことを御報告し、御出席なされていた橋本厚生労働副大臣からも遠隔服薬指導の実施、新薬開発の迅速化に向けて、意気込みを説明していただきました。

スーパーシティ法案につきましても、この法制度の早期実現を図ることが既に閣議決定されているところですから、改めてその方針を国家戦略特区諮問会議として決定いたしました。

松井大阪市長様からは、大阪市におけるスーパーシティの実現に向けた取組と、制度の早期実現に向けた期待について、お話いただきました。

民間議員からも、スーパーシティ法案の早期成立や、今後の規制改革の課題について御提言がなされ、熱心な意見交換が行われました。

総理の御発言につきましては、先ほど皆様にお聞きいただいたとおりでございます。私からは以上です。

### （質疑応答）

問： 総理からスーパーシティ法案について言及がありましたけれども、具体的に法案提出に向けて言及はあったのでしょうか。

答： 法案提出自体については、具体的な言及はなかったと承知しております。

問： スーパーシティの早期の法制化ということですが、大臣のお考えとしては、この臨時国会に国家戦略特区法の改正案を出そうというお考えでいらっしゃるのでしょうか。

答： スーパーシティに関する法案については、国家戦略特区諮問会議で

の議論を経て、その法制度の早期実現を図ることは、おっしゃるとおり閣議決定をされている。本日の会議においても、従来の法案を踏襲し、前回提出した法案で関係者と調整する方針を確認したところでございます。この方針に基づいて、閣議決定や国会審議に向けて進め方を相談していきたい。ということです。

問： 閣議決定の目途も、まだ立っていないということですか。

答： 私は、その目途をどうこう言う根拠を持ちません。

(以上)